

中種子町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

中種子町長

田淵川寿玄

中種子町規則第18号

中種子町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

中種子町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

中種子町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年中種子町規則第4号)新旧対照表

改正後 (案)		現行	
別表第1 (第14条関係)		別表第1 (第14条関係)	
事由	期間	事由	期間
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 会計年度任用職員が裁判員、必要と認められる期間 証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。		(2) 会計年度任用職員が裁判員、必要と認められる期間 証人、鑑定人、参考人、 _____等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	
(3) ~ (19) (略)		(3) ~ (19) (略)	